

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三号

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県営住宅管理規則（平成十年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。
別表第一号の表中

県営第二平成ケ浜住宅	を
------------	---

県営第二平成ケ浜住宅	に、
県営第三平成ケ浜住宅	

県営此原住宅	を
県営昭和住宅	

県営此原住宅	に改め、
--------	------

同表第二号の表中

県営第二平成ケ浜住宅駐車場	を
---------------	---

県営第二平成ケ浜住宅駐車場	に改める。
県営第三平成ケ浜住宅駐車場	

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一号の表の改正規定中

県営此原住宅	を
県営昭和住宅	

県営此原住宅	に改める部分
--------	--------

は、公布の日から施行する。